第一章第三節中第十七条の前に次の一条を加える。

（災害等による掛金の納付の特例）

第十六条の二　災害その他やむを得ない理由により事業主が法第二十一条第一項の規定により翌月末日までに資産管理機関に納付することが困難であるものとして厚生労働大臣が指定する事業主掛金（同日までに納付されていないものに限る。）については、事業主は、当該理由のやんだ日から二月以内において厚生労働大臣が定める日までに資産管理機関に納付することができるものとする。

2　災害その他やむを得ない理由により企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者が法第二十一条の二第一項の規定により翌月末日までに事業主を介して資産管理機関に納付することが困難であるものとして厚生労働大臣が指定する企業型年金加入者掛金（同日までに納付されていないものに限る。）については、企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者は、当該理由のやんだ日から二月以内において厚生労働大臣が定める日までに事業主を介して資産管理機関に納付することができるものとする。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の確定拠出年金法施行規則（以下「新規則」という。）第十六条の二第一項の規定は、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二十一条第一項の規定によりこの省令の施行の日の属する月の前月の末日までに納付するものとされていた事業主掛金についても適用し、新規則第十六条の二第二項の規定は、同法第二十一条の二第一項の規定により同日までに納付するものとされていた企業型年金加入者掛金についても適用する。